

令和5年度海事税制に関する海事振興連盟決議

四面を海に囲まれた海洋国家である我が国にとって、海運・造船・港運・倉庫等の海事産業は、国民生活や経済活動、安全保障を支える上で極めて重要な役割を担っている。我が国貿易量の99.5%を担い、国内産業基礎物資輸送の約8割を担う海上輸送の安定的な確保は、社会経済に必要不可欠なインフラであり、今般のコロナ禍にあっても、我が国の国民生活や経済活動の維持のため、感染拡大防止を図りながら、その継続に全力で取り組んでいる。

しかしながら、我が国海事産業は、激化する国際競争や新型コロナウイルス感染症の拡大の影響、燃料油価格の高騰等により、依然として厳しい状況にある。さらに昨今の国際情勢に鑑み、経済安全保障といった大きな課題にも対応し、海事産業の国際競争力強化を一層推し進めなければならない状況にある。

こうした状況を踏まえ、我が国海事産業の更なる発展を図るためには、次の税制の実現が強く求められている。

- ・船舶に係る特別償却制度については、環境負荷低減船の建造促進を図るため、延長すべきである。併せて、我が国の国民生活と経済活動を支える国際海上輸送の確保を通じた経済安全保障の早期確立のため、経済安全保障に資する一定の要件を満たす、国内の船主が取得する外航船舶について、拡充が必要である。
- ・トン数標準税制については、我が国経済・産業の活動を支える日本商船隊による国際海上輸送の確保を通じた経済安全保障の早期確立を図るため、延長すべきである。
- ・海上運送業及び港湾運送業における特定の事業用資産の買換特例については、船舶の代替を促進し、計画的かつ安定的な船隊の維持・整備等を図るため、延長すべきである。
- ・中小企業投資促進税制については、内航海運、造船、港湾運送及び倉庫の設備投資を促進するため、中小企業者が内航貨物船、その他機械装置等を取得した場合の特別償却制度又は税額控除制度を延長すべきである。また、中小企業経営強化税制については、中小企業の生産性向上等を図るため、特別償却制度又は税額控除制度を延長すべきである。
- ・海運に係る地球温暖化対策税の還付措置については、輸送部門において環境負荷の少ない大量輸送機関としての海運の活用（モーダルシフト）を推進する観点及び公共交通機関として国民生活を支えている海運の役割に鑑み、延長すべきである。
- ・国際コンテナ戦略港湾等の荷さばき施設等に係る特例措置については、港湾運営会社による荷役機械等の整備促進に寄与するものであり、同措置を通じて我が国港湾の国際競争力の強化は、ひいては港湾運送事業者をはじめとする関係事業者の雇用と所得の維持・創出にも資するため、延長すべきである。

このため、海事振興連盟一同の総意として、税務当局に対し、特に重点を置いている以下の項目の確実な実現を求める。

◎税制における重点要望項目

1. 船舶に係る特別償却制度の拡充・延長
2. トン数標準税制の延長
3. 特定の事業用資産の買換特例の延長（海上運送、港湾運送）
4. 中小企業投資促進税制及び中小企業経営強化税制の延長（海上運送、造船、港湾運送、倉庫）
5. 海運に係る地球温暖化対策税の還付措置の延長
6. 国際コンテナ戦略港湾等の荷さばき施設等に係る特例措置の延長

以上